

議案第3号

区議会提出議案に関する意見聴取  
(世田谷区子ども条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和2年1月28日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

「世田谷区子ども条例の一部を改正する条例」につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき区長から意見を求められたので、本案を提出する。

31世総第692号  
令和2年1月21日

世田谷区教育委員会  
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

### 区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

#### 記

##### 1 案件名

- (1) 世田谷区公文書管理条例
- (2) 世田谷区子ども条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
- (4) 世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例
- (5) 世田谷区立教育センター条例及び世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例

##### 2 案文

別紙のとおり

##### 3 提案議会

令和2年第1回世田谷区議会定例会

##### 4 回答期限

令和2年1月28日（火）

##### 5 担当

総務部総務課総務係 北川 内線2065



議案第 号

世田谷区子ども条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 児童福祉法施行令の改正により区が児童相談所設置市となることに伴い虐待の禁止に係る規定の改正を行うとともに、会計年度任用職員制度の導入に伴い規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区子ども条例の一部を改正する条例

世田谷区子ども条例（平成13年12月世田谷区条例第64号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「を保護するため、」を「の命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援との確な子どもの保護に努めていきます。また、「に、「児童相談所や自主活動をしている団体」を「子どもや子育てに係る関係機関、自主活動をしている団体など」に、「のための仕組みをつくるよう」を「に」に改める。

第15条第6項を削る。

第24条第3項中「第15条第6項と」を削る。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

世田谷区子ども条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区子ども条例 平成13年12月10日条例第64号</p> <p>目次～第11条 省略</p> <p>(虐待の禁止など)</p> <p>第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。</p> <p>2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めています。</p> <p>3 区は、虐待を早期に発見し、子どもを<u>保護</u>するため、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な<u>支援</u>と<u>指導</u>をめでています。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていますとともに、子どもや子育てに係る関係機関、自主活動をしていくとともに、協力しながら、虐待の防止に努めています。</p>	<p>○世田谷区子ども条例 平成13年12月10日条例第64号</p> <p>目次～第11条 省略</p> <p>(虐待の禁止など)</p> <p>第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。</p> <p>2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めています。</p> <p>3 区は、虐待を早期に発見し、子どもを<u>保護</u>するため、児童相談所や自民に必要な理解が広まるよう努めていますとともに、児童相談所や自治活動をしている団体と連絡をとり、協力しながら、虐待の防止のための仕組みをつくるよう努めています。</p>
<p>第13条～第14条 省略</p> <p>(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)</p> <p>第15条 区は、子どもの人権を<u>擁護</u>し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。</p>	<p>第13条～第14条 省略</p> <p>(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)</p> <p>第15条 区は、子どもの人権を<u>擁護</u>し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。</p>

改正後	改正前
2 摂護委員は、3人以内とします。	2 摶護委員は、3人以内とします。
3 摶護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。	3 摶護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。
4 摶護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができます。	4 摶護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができます。
5 区長と教育委員会は、摶護委員が心身の故障によりその仕事でできないと判断したときや、摶護委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。	5 区長と教育委員会は、摶護委員が心身の故障によりその仕事でできないと判断したときや、摶護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。
6 (削除)	6 摶護委員に対する報酬は、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月世田谷区条例第28号)の規定により区長が定める額を支給します。
第16条～第23条 省略	第16条～第23条 省略 (摶護委員の庶務など)
第24条～第32条 省略	第24条～第32条 省略 (摶護委員の庶務など) 2 摶護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。 3 摶護委員に準じて、第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。
附則	この条例は、令和2年4月1日から施行します。